

# 12月 定例会

平成25年第4回

大崎中学校改築事業を実施するための  
新市建設計画の変更や平成25年度三条  
市一般会計補正予算など

## 全議案原案のとおり決定

12月定例会は、12月3日から17日までの15日間にわたって開かれました。市長の提出議案は、「人権擁護委員候補者の推薦」の人事案件、「三条市職員の給与に関する条例の一部改正」などの条例案件、「三条市立大崎児童館」など指定管理者の指定案件、平成26年度までの新市建設計画の期間を大崎中学校改築事業を実施するため平成29年度までとする新市建設計画の変更、第二中学校区小中一体校体育館の改築事業費の増額や森町小学校と荒沢小学校の統合に要する経費などを盛り込んだ「平成25年度三条市一般会計補正予算」約4億6700万円などが20件が上程されました。採決の結果、すべて原案のとおり可決、同意されました。

議案	議案番号	件名	概要	会派名 (下段は所属議員数)					議決結果	
				自由クラブ	新政クラブ	新しい風	清流	日本共産党議員団		
予算	議第14号	平成25年度三条市一般会計補正予算	第二中学校区小中一体校体育館改築事業費の追加 補正額 2,955万3,000円 補正後の額 465億1,978万7,000円	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第15号	平成25年度三条市一般会計補正予算	小学校施設整備費、学校給食調理場整備費等の追加 補正額 4億3,773万5,000円 補正後の額 469億5,752万2,000円	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第16号	平成25年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算	一般会計からの繰入額の確定に伴う財源更正 補正額 0円 補正後の額 107億7,974万4,000円	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第17号	平成25年度三条市農業集落排水事業特別会計補正予算	電気料金の値上げに伴い不足する電気使用料の追加 補正額 281万2,000円 補正後の額 6億6,611万2,000円	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第18号	平成25年度三条市公共下水道事業特別会計補正予算	電気料金の値上げに伴い不足する電気使用料の追加 補正額 87万円 補正後の額 29億1,767万円	○	○	○	○	○	○	原案可決
その他	議第19号	新市建設計画の変更について	平成26年度から平成29年度までの間に大崎中学校改築事業を実施するに当たり、合併特例債の活用が最も効果的であることから、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)の規定により、新市建設計画を変更するもの	○	○	○	○	○	○	原案可決
人事	諮第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	人権擁護委員外山由子さん、原田幸雄さん、西山厚子さん、および原泰雄さんは、平成26年3月31日をもって任期満了するため、その後任委員候補者として、外山由子さん、原田幸雄さん、西山厚子さん、および原泰雄さんを推薦するもの	○	○	○	○	○	○	同意

※1 高坂登志郎議員は賛成、西川哲司議員、島田伸子議員、鶴巻俊樹議員は反対



### 会派所属議員

自由クラブ	○久住 久俊 武石 栄二	下村 喜作 梶 勉	佐藤 和雄 吉田進一郎	阿部銀次郎 森山 昭	熊倉 均 土田 俊人
新政クラブ	○高坂登志郎	西川 哲司	島田 伸子	鶴巻 俊樹	
新しい風	○杉井 旬	岡田 竜一	藤田 博史	名古屋 豊	
清流	○西川 重則	横山 一雄	佐藤 宗司	山田 富義	
日本共産党議員団	○小林 誠	武藤 元美			
公明党議員団	○野崎 正志	笹川 信子			

※○：会派の代表者

### 議案賛否一覧表

○：議案に対して賛成 ×：議案に対して反対

議案	議案番号	件名	概要	会派名 (下段は所属議員数)					議決結果	
				自由クラブ	新政クラブ	新しい風	清流	日本共産党議員団		
条例	議第1号	三条市職員の給与に関する条例の一部改正について	定年退職する職員で再任用を希望する者を再任用職員として登用することから、その適切な登用を目的として、職務を整理するほか給料月額を定めるなど必要な改正を行うもの 施行期日：平成26年4月1日等	○	※1	○	○	×	○	原案可決
	議第2号	三条市営住宅条例の一部改正について	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者を市営住宅の優先入居基準に加えるなど必要な改正を行うもの 施行期日：平成26年1月3日	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第3号	三条市勤労者福祉共済条例の一部改正について	三条市勤労者福祉共済制度の安定した運営および子育て世代に対するさらなる福祉の増進を図るため、加入資格および給付内容について必要な改正を行うもの 施行期日：平成26年4月1日	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第4号	三条市都市公園条例の一部改正について	観光資源の情報提供により、地域間交流の促進を図るとともに、水害に対する防災意識の啓発を図るため、三条市かわまち交流拠点施設を都市公園として設置することから必要な改正を行うもの 施行期日：規則で定める日	○	○	○	○	○	○	原案可決
その他	議第5号	三条市立大崎児童館の指定管理者の指定について	三条市立大崎児童館の指定管理者として、社会福祉法人報徳福祉会を指定するもの 指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第6号	三条市立松ノ木児童館の指定管理者の指定について	三条市立松ノ木児童館の指定管理者として、社会福祉法人報徳福祉会を指定するもの 指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第7号	三条市槻の森斎苑の指定管理者の指定について	三条市槻の森斎苑の指定管理者として、マルソー株式会社を指定するもの 指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	○	○	○	○	○	○	原案可決
その他	議第8号	三条鍛冶道場の指定管理者の指定について	三条鍛冶道場の指定管理者として、越後三条鍛冶集団を指定するもの 指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第9号	三条市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について	三条市勤労青少年ホームの指定管理者として、一般社団法人新潟県労働者福祉協議会を指定するもの 指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第10号	三条市農業体験交流センターの指定管理者の指定について	三条市農業体験交流センターの指定管理者として、サンファーム運営グループを指定するもの 指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第11号	保内公園の指定管理者の指定について	保内公園の指定管理者として、保内緑の里管理組合を指定するもの 指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第12号	三条市リージョンセンターの指定管理者の指定について	三条市リージョンセンターの指定管理者として、小柳建設株式会社を指定するもの 指定の期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議第13号	字の変更について	県営農地環境整備事業の施行に伴い、当市の区域内の字名を変更するもの 施行期日：土地改良法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日	○	○	○	○	○	○	原案可決

3ページへ続く